

**和歌山県の『サイクリストに優しい宿』認定条件**

**和歌山県では、以下の①～④を満たす宿泊施設を「サイクリストに優しい宿」として認定します。**

①　自転車の屋内保管

（自転車を組み立てた状態で、客室への持ち込みが可能、一般客の立ち

入らない施錠可能な場所（バックヤードや車庫等）で保管が可能。）

② 「スポーツバイク対応の空気入れ」及び「修理工具」の貸出

③　手荷物一時預り（チェックイン前／チェックアウト後）

④　宅配便（自転車を含む）の受取・発送サービス

さらに、「あればより良いサービス」として、以下のA～Cのサービスにご協力をお願いします。

A　洗濯機/脱水機の貸出、またはランドリーサービス（即日/翌朝渡し）

B　自転車の洗浄・作業用スペースの確保

C　周辺のサイクリングロードやサイクルステーションなどの案内

**「サイクリストに優しい宿」に認定されると・・・**

○県のサイクリング専用ウエブサイトに「サイクリストに優しい宿」として掲載。（施設情報、サイクリストへのサービス、施設写真等）

○メディア・旅行会社等への情報提供、各種広報媒体で

情報発信・PR

○「サイクリストに優しい宿」認定証を交付

**認定証（認定プレート）イメージ**